

## 有田川町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱

平成30年3月28日 告示第9号  
令和3年3月31日 告示第20号  
令和4年5月19日 告示第30号

### (目的)

第1条 この要綱は、有田川町内（以下「町内」という。）において薪ストーブ又は木質ペレットストーブ（以下「薪ストーブ等」という。）を購入する者に対して、有田川町薪ストーブ等設置費補助金を予算の範囲内において交付することにより、森林資源の活用促進による森林環境の保全、地球温暖化の防止及び環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 薪ストーブ 燃料として用意された木又は粉砕した木くずを固めたものを燃料として使用する設計及び仕様である暖房器具をいう。
- (2) 木質ペレットストーブ 粉砕した木くずを圧縮成型した円柱状の固形燃料を使用する設計及び仕様である暖房器具をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者であること。但し、1年以内に町内へ転入予定の者も含むこととする。
- (2) 新品の薪ストーブ等を購入(二次燃焼タイプ以上)し、町内に在する建物内に設置する者であること。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

### (補助対象者の責務)

第4条 補助対象者は、次に掲げる要件に取り組み、町内民有林の積極的な活用に努めなければならない。

- (1) 間伐を推進し、放置されたままの間伐材の処理、利用を行うこと。
- (2) 誓約書どおり履行すること。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、薪ストーブ等の本体購入に要する費用（運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用を除く。）とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、5万円を上限とし、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。

この場合において、補助金の算出額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 薪ストーブ等の仕様等が確認できるカタログその他の書類の写し
- (2) 補助対象費用の内訳が明記されている見積書の写し
- (3) 住民基本台帳に関する調査及び町税納入状況調査承諾書類(別記第2号様式)
- (4) 誓約書(別記第3号様式)
- (5) 薪ストーブ等を設置しようとする住宅等の位置図
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、有田川町薪ストーブ等設置費補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、薪ストーブ等の設置完了後1箇月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(別記第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 薪ストーブ等設置に係る経費の内訳が記載してある領収書及び保証書の写し
- (2) 薪ストーブ等の設置状況を撮影した写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 補助金は、事業完了の確認及び事業実績報告書を審査のうえ町長が適当と認めるときは補助金の確定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた者は、補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(利用状況の報告)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた年度及び翌年度における薪ストーブ等の利用状況を薪ストーブ等利用状況調査報告書（別記第 8 号様式）により、それぞれの年度終了後 2 箇月以内に町長に報告しなければならない。

（利用状況の公開）

第 14 条 町長は、前条による報告について、個人名を除き、公表することができる。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

年 月 日

有田川町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

### 有田川町薪ストーブ等設置費補助金交付申請書

有田川町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

#### 記

設 置 場 所	有田川町
設置するストーブの機種	
購 入 に 要 す る 費 用	
補 助 金 交 付 申 請 額	円（1,000円未満の端数切り捨て）
事 業 着 手 予 定 日	年 月 日
事 業 完 了 予 定 日	年 月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 設置する薪ストーブ等の仕様書（二次燃焼タイプ以上） <input type="checkbox"/> 補助対象経費が明記されている見積書の写し <input type="checkbox"/> 納税状況確認同意書 <input type="checkbox"/> 設置予定箇所の見取図 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 注 該当する□にレを記入してください。

## 住民基本台帳に関する調査及び町税納入状況調査承諾書

平成 年 月 日

有田川町長 様

住所  
申請者  
氏名 ㊟

有田川町薪ストーブ等設置費補助金の交付申請に当たり、次の項目に関して調査することを承諾いたします。

- 1 申請者及び同居の家族（同居を予定している者を含む。）の住民基本台帳に関する調査
- 2 申請者及び同居の家族（同居を予定している者を含む。）の町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の納入状況に関する調査

### 【同居家族の氏名等】

氏名	印	申請者との関係	住所

※ 新たに同居する予定の人も含まれます。

別記第3号様式（第7条関係）

有田川町長                      様

## 誓約書

私は有田川町薪ストーブ等設置費補助金交付申請を行うにあたり、次に掲げる事項について、遵守することを誓約します。

- 1 有田川町薪ストーブ等設置費補助金により購入した薪ストーブ等は、適正に管理するとともに、効率的に運用します。
- 2 薪ストーブ等の利用にあたっては、薪又はペレット燃料の燃焼による煙の発生について、近隣住宅等の迷惑とならないよう配慮し、近隣住民等から苦情があった場合には、誠実に対応します。
- 3 火災の予防には十分に注意します。
- 4 ゴミ等の廃棄物及び健康を害するおそれのあるものは、一切これを燃やしません。

年        月        日

住        所

氏        名

㊞

第 年 月 日 号

様

有田川町長

印

### 有田川町薪ストーブ等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました有田川町薪ストーブ等設置費補助金について、有田川町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

#### 記

交付決定補助金額	金 円
設置場所	有田川町
備考	

別記第5号（第9条関係）

年 月 日

有田川町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

### 有田川町薪ストーブ等設置費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた薪ストーブ等設置費補助金について、事業が完了したので、有田川町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

#### 記

購 入 年 月 日	年 月 日
設 置 年 月 日	年 月 日
購 入 に 要 し た 費 用	円
交 付 決 定 補 助 金 額	円
購 入 業 者	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 薪ストーブ等の設置に要した費用の内訳書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 薪ストーブ等の保証書の写し <input type="checkbox"/> 薪ストーブ等の設置状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 注 該当する□にレを記入してください。

様式第6号（第10条関係）

有田川町薪ストーブ等設置費補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

有田川町長

年 月 日付けの実績報告書を審査の結果、次の金額を有田川町薪ストーブ等設置費補助事業の補助金として確定したので、有田川町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定する。

記

金額 円

様式第7号（第11条関係）

有田川町薪ストーブ等設置費補助金交付請求書

年 月 日

有田川町長 様

住 所  
氏 名

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった有田川町薪ストーブ等設置費補助金を次の金額を交付されたく、有田川町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

## 薪ストーブ等（薪・ペレット）利用状況調査報告書

（ 年度利用状況分調査報告）

年 月 日

設置者氏名	
設置者住所	
設置年月日	年 月 日

### 1 薪・ペレット消費量

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
消費量												

※ 月ごとの燃料消費量を記入してください。（薪は〇束、ペレットは〇kg）

### 2 ストーブ運転時間（1日平均）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ストーブ 運転時間 (時間)												

※ 月ごとの1日平均のストーブ運転（燃烧）時間を記入してください。

### 3 燃料購入価格、購入先等

薪・ペレット価格	配送方法	運送料 (円)	購入先販売店名、 所在市町村
	1 販売店の配達 2 自力で運搬 3 その他 ( )		

※ 購入価格（消費税及び地方消費税を含む。）を記入してください。（例：30円/kg・300円/束）

※ 運送料が価格に含まれており明細が不明な場合は、運送料の欄に「送料込み」と記入してください。

### 4 灰の処理

灰の処理頻度	灰の処理方法

※ 冬期間における灰の処理頻度を記載してください。（例：1週間に1回、5日に1回）

※ 処理方法を具体的に記入してください。（例：畑に撒く、専門業者にて処理）



11 薪ストーブ等が普及するために必要だと思うことを記入ください。(複数回答可)

1	薪ストーブ等本体価格の低下 (価格の目安 : 円)
2	薪ストーブ等の使い勝手の向上
3	薪ストーブ等の火力の向上
4	燃料の価格の低下 (価格の目安 : 円/kg) ( 円/束)
5	燃料の宅配体制の整備
6	燃料の保管場所の確保
7	灰の処理の簡素化
8	その他 ( )

12 薪ストーブ等を使用した感想、使用して気づいたことなどを記入してください。

--	--